

別表 許可又は起業の認可の制限措置

①地びき網漁業

制限措置						許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
(45)地びき網漁業	漁船を使用するときは申請のあった船舶の総トン数	漁船を使用するときは推進機関の申請のあった馬力数	共同漁業権第13号の海域	4月1日から11月30日まで	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2)操業区域における共同漁業権者の同意を得られた者	1